第六十五条の十六の表以外の部分中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同表第二十五条の項から第二十九条の項までの規定中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第二十九条第三号の項中「第九十一条の二十三第一項」を「第九十一条の二十四第一項」に改め、同表第三十三条の項から第四十三条及び第四十四条の項まで、第四十五条第六項の項及び第四十七条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

第九章中第六十五条の二十二を第六十五条の二十三とする。

第六十五条の二十一中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に、「又は法」を「、法」に改め、「の加入者期間」の下に「又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間」を加え、同条を第六十五条の二十二とする。

第六十五条の二十第一項中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十八第一項」に、「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条を第六十五条の二十一とし、第六十五条の十九の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者への連合会の説明義務）

第六十五条の二十　連合会は、企業型年金加入者であった者の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金加入者であった者に係る連合会の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該企業型年金加入者であった者に説明しなければならない。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二―第二十六条の二」を「第二条―第二十六条の三」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第二号中「第三号」の下に「、第四号（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十四条第五号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限る。）」を、「場合」の下に「その他厚生労働省令で定める場合」を加える。

第三条第八号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を、「中小企業退職金共済法」の下に「（昭和三十四年法律第百六十号）」を加える。

第六条第一号中「法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、」を削り、同条第八号ロ中「使用される第一号等厚生年金被保険者」の下に「（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。）」を加える。

第九条の二を削る。

第十一条第一号ハ中「の加入者」を「（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者」に改める。

第十八条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十条の二第一項中「次項及び第二十六条において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項第三号中「及び第二十六条の二第二項」を削る。

第二十五条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十六条の二中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改め、第二章中同条を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（移換の申出があった旨の通知）

第二十六条の二　法第五十四条の五第一項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産の企業年金連合会への移換の申出があった旨を、企業年金連合会へ通知しなければならない。

第二十七条第七号中「の移換を」を「又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を」に、「の移換に」を「又は残余財産の移換に」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（政令で定める年金である給付）

第三十四条の二　法第六十二条第二項第二号の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金

二　厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

第三十五条の二第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「規定する第一号厚生年金被保険者」の下に「（法第六十二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）」を加える。

第三十六条第一号中「第一号加入者」の下に「及び第四号加入者」を加える。

第三十七条の表第三十三条第一項の項を次のように改める。

第三十三条第一項	又は個人型年金加入者であった者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。）、企業型記録関連運営管理機関、個人型記録関連運営管理機関

第三十七条の表第三十三条第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条第一項ただし書	あった者	あった者又は個人型年金加入者であった者
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関

第三十七条の表第三十四条の項を次のように改める。

第三十四条	又は企業型年金加入者	であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者
	当該企業型年金	個人型年金
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関

第三十八条第一項の表第十八条第二項の項中「若しくは」の下に「第五十四条の五第二項又は」を加え、同条第二項中「、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、」を「及び第二十六条の規定は」に改め、「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を、「ついて」の下に「、第二十五条第一項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について、それぞれ」を加え、同項の表第二十六条各号列記以外の部分の項中「第二十六条各号列記以外の部分」を「第二十六条」に、

資産管理機関	連合会

を

脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額等又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。）

に改める。